



監 査 報 告 書

平成 21 年 6 月 22 日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 津 田 和 明 殿

独立行政法人日本芸術文化振興会

監 事 井口正晴 
監 事 峯岸芳幸 

私たち監事は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの第 6 期事業年度における独立行政法人日本芸術文化振興会の財産及び会計の状況並びに業務の執行状況について監査しました。その結果について以下のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

各監事は、予め定めた監査の方針、業務の分担等に従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、国立劇場本館及び主要な施設において、業務の効率化を含む業務全般及び財産の状況を調査いたしました。さらに、会計監査人から会計監査人の監査方法及びその結果について説明を受け、会計帳簿等の調査を行い、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告書は、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 財務諸表は、会計帳簿の記載と一致しており、法令及び独立行政法人会計基準に準拠し、当法人の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 業務の執行に関する不正の行為又は法令及び諸規程に違反する重大な事実は認められません。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年6月5日

独立行政法人 日本芸術文化振興会

理事長 津田 和 明 殿

監査法人 トーマツ

指 定 社 員
公認会計士

業務執行社員

鈴木昌治 

指 定 社 員
公認会計士

業務執行社員

関川 正 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人日本芸術文化振興会の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。ただし、当監査法人は、第3期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第2期事業年度の会計に関する部分は、前任監査人の監査を受けた財務諸表等に基づき記載されている。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人日本芸術文化振興会の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（第3期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上